

197 / 年第9 / 回宜野湾市議会(臨時会)会議録

1. 8月24日(第2日) 午前10時7分開議
午後2時5分散会

2. 出席議員(17名)

1番 伊 佐 勲次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 城 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 比 嘉 守 盛
13番 横 原 盛 信	14番 比 嘉 守 盛
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真一	18番 大 川 早
19番 玉那覇 行昭	20番 伊 佐 憲 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次郎

3. 欠席議員(5名)

10番 崎 間 正 篤	14番 仲 村 春 信
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 早
19番 玉 那 覇 行 昭	

4. 議事説明員

市 長 崎 間 徳 一 郎	助 役 沢 堀 安 一
収 入 役 丸 屋 好 水	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 敏
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 横 原 盛 真	部計課長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
副 定 費 課 長 武 島 正 孝	
評 議 室 長	

水道部長 仲村 春盛 營業課長 奥里 将弘
會計課長 天久 実 工務課長 金城 健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男 庶務係長 根屋 毅
議事係長 島袋 真由 書記 仲村 春夫
書記 比嘉 定治

6. 議事日程(第 2 号) 1971 年 8 月 4 日(火曜)

日程第 1
議案第 65 号 1970 年度宜野湾市養鰻研究 x-9-特別会計予算
日程第 2
日程第 3
日程第 4

ミサトの輸入の経路は川口谷井と和歌山の
大和川を思ひます。このミサトは伊賀や産田
がいます。伊賀から本土に空輸される本土から
伊賀那空港に至るまでの間のミサトの輸入
経路は川口谷井に御説明を願ひます。

市 長

昨日も申し出ておりました通り、去る7月10日に本
土のミサト、直接琉静貿易の社長山本さんに
お話をし、輸入の経路は川口谷井から直接伊賀
に合はせたいと申し出ておりました。直接
伊賀から輸入し、本人の言葉が聞か
れます。

市 長

市長の信に入ります。

市 長

本人の言う通りです。それを資料
として送るつもりです。一応送らなければ
ならないです。

市 長

市長に届くようにします。

市 長

はな

1. 審

私の調査した範囲内では東京の渡辺商行と資
産貿易会社の琉静貿易とを同一のものとして
富野洋行の輸入と同一のものとして取り扱
う。その結果として同一のものとして取り扱
う。

市 長

渡辺と同一のものとして取り扱う。渡辺は通関屋
とあり、その取り扱いは同一のものとして取り扱
う。また、その取り扱いは同一のものとして取り扱
う。

1. 審

その取り扱いは同一のものとして取り扱う。

市 長

その取り扱いは同一のものとして取り扱う。

1. 審

去る五月に大井川河原渡合戦の本市に於
けることは、当議会の議案に於て、混同の議
案全体、懸案と持ち上る。その際、渡合戦
場は、後日大井川河原渡合戦の場から、大井川
の池に入水し、その結果として、琉静貿易の
直接富野洋行の輸入と同一のものとして取り扱
う。その結果として、同一のものとして取り扱
う。また、その取り扱いは同一のものとして取り扱
う。

の通関手入札と南の10月30日。その日は全
 然不利な結果であったと同時に大井川町長は去つた
 5月の懇話会と琉静貿易の間に同様に10月
 1日。3.4年分の請求は資本金100万円
 とする10月30日。昨日請求した4.3の琉静
 貿易の意欲を懸念に引いた。抄本7000
 円。12月2日の10請求は小川川村の状
 態を明らかにし、大井川の渋谷町長の本職を
 請求する人々を心得て30日。又これにて4.3の
 言明の4.3の請求は4.3の請求に苦し
 むし。その結果は所々あつた人々で30日。0.3
 に比し非常な理解に苦しみと同時に納得は
 した。市長は大井川町長の懇話会の説明に
 ついて如何なる考へを以てする。

市 長

私達の御難を以て市政担当者としてい
 済すべし。と云ふ考へ方と。相手と無条件に
 信用した。4.3の他人の問題を難題を招く色
 々な問題を察見して思ひます。その裏に計
 しては。余り相手方を信用し過ぎるに計
 する本邦からの輸入の月方のチェックが苦しみ
 にも全部同様に任せたい。沖縄に入つた。4.3
 大井川の原因は明らか。その裏に計しては。
 私達個人の商業心とを明らかにした。相手
 手を疑つて計りた。請求は5.3の請求は
 4.3の請求に比して。相手と信用し過ぎるに
 結果を招く。4.3の理由は明らか。

／ 審

議長もこの7月2日の当分の養護研究所の
特別令訂正案の資料を請求したところ
琉静貿易の概要登記の謄本を送り下さ
る。答不廻りです。

議 長

この件は先日の当分の文書で承り
取りです。この件は先日の市会から議長
へ要求資料の提出の件、1972年7月2日付
前議案第216号の要求があり、琉静貿
易の概要登記謄本を送り下さる。8月10日から
日ごとの出張の際に登記謄本を提出する
要求をした。抄本を送り下さる。提出し
ます。尚謄本は11日3回所長に電話で要
求したところ、早急に送付する様にと
なりました。

／ 審

議長の議案の意思と資料要求を
り下さる。当然議案の意思に
照らして早急に送付する様にと
なりました。議長の御意です。

議 長

控室の控室へ送付する。公文は
公文へ送付する。公文は公文
へ送付する。公文は公文へ送
付する。公文は公文へ送付す
る。公文は公文へ送付する。

1. 審

資料の154小の年身審議の事と取の教
才抄本の事とありあり。抄本の資料と見
る事と。101等記の抄本の資料は必要
求中である。諸君当分の10分下さす。
琉球貿易株式会社は7名の代表とありあり
当分の7名の事とありあり。

市 長

初。1 10月3日

1. 審

全県知事 10月3日

市 長

全県知事 10月3日

1. 審

== 波谷と人々言う方がありあり。波谷
町長と人々。又は波谷の方にはありあり。

市 長

県人 10月3日

1. 審

県人。10月3日

農林課長

訓令 10月 3日

1 査

併月所日人シテノ痛象 10月 3日

農林課長

記博 10月 3日

1 査

後ノ報告以下ニハ、ニカ中ノ昭和45年11月1日
付ノ大井川所ノ直野清市ノ養蠶ノ関リテ協定
書ノ基ニ原料蠶ノ取引ノ所定ヲ大井川所受
渡谷昇次ノ指定ニテ、琉静貿易代表山本ニ津野
ノ直野清市ノ在就条件ノ以テ協定ヲ締結シ、
大井川所ノ直野清市ノ養蠶人ノ関リテ協定書
ノ基ニニカ所定書ノセテ項ノ該当ニテ、琉静
貿易ノ協定ナリ。

農林課長

協定書ノシテセメテ原料蠶ノ全部ヲ引受
テセテ言フニテ、答ヒテハナシ。

1 査

大井川所ノ引受ハナシ

農林課長

大井川所ノ指定ニテ、業者セメテ言フニテ、
ナシ。

1. 審

指定した業者への委託も相当である。

農林課長

直接所への取引の出来の事と申し、大井川所長の指定する事と話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

1. 審

その協定書内容からその旨を話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

農林課長

結局大井川所長の直接取引にして、大井川所長も同じ様に採り上げる事と話し合ひました。大井川所長への依頼をその旨に話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

1. 審

話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。また、前野清市は、その旨を話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。また、前野清市は、その旨を話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

農林課長

その旨を方帳にて取り上げます。また、前野清市は、その旨を話し合ひました。その旨を方帳にて取り上げます。

1. 審

片側の一方的な解釈は行はさず。恒時
諸種の問に對し是期間を以て凡の合英に
する。証據のありき。所
行の手は。協定書は 有知期間の一端に
する。

市 長

期間の別は是よりありませぬ。片側の取扱
の方を以て問題か一應折衷の問題か
する。新大の双方。新大に協議するを以て考
えを述べたい。す。

1. 審

解りませぬ。大井川町当局は大井川町内の唯一の
養殖業者協同組合を以て組合の組織を以て去
つた中での所修は大井川を訪問。又 場合。その
大井川養殖業者協同組合の連撃は全く中
取りをせん。大井川町長は町民の事を以て
はんとする。龍野法市を以て其の連撃を以て
いふ事を以て大要疑問に思つておれり。す。
協定書は其の必らず。片側と凡の疑はる
を得たは其のありき。大要遺憾に思つて
りませぬ。大井川町長は町内の養殖業者の
連撃を以て其の以て市長を以て認むる。

市 長

片側を以て其の遠く離れを取り
片側を以て其の。其の答を以て其の。

1. 審

次に一時借入金に關し10月1日付の71年度
新年度に一時借入金を定めたこと。1970年12月
21日付に借入金の26,000千円は返済は12
月1日に。

取決

返済は12月1日とする。

1. 審

12月9日議決案の議案第58号の一時的
借入金の事は4月21日の議案第56号の議決案で可決
された。借入金の期間は6ヶ月以内とする。12
月1日に返済は12月1日とする。議決違反
の手續をとるべきである。

取決

議決違反の言ひの問題は結局は12月1日に
返済は12月1日とする。借入金の性格は12月1日に
返済する。原則は当然である。借入金の返済は
12月1日とする。借入金の返済は12月1日とする。
議決違反の言ひは12月1日とする。借入金の返済は
12月1日とする。借入金の返済は12月1日とする。

副 長

決算上の問題については年度内の償還請求の
方法等については、適宜と認めます。

1 審

現在在の蒲海水産株式会社代表者、高津
さんと等しいものあり。今計年度の技
術者として嘱託者としており。現在在
海水産株式会社又は前野清市の関係の
ないもの。

審 判 長

嘱託、解任手続を促すこととする。

1 審

現在前野清市の岩盤石研究センターは、
取水のありとする。

審 判 長

前小堀川から取水のありとする。

1 審

取水個所を説明して下さい。

審 判 長

前小堀川は、河浜の水浄地として
利用する。河浜大川とする。その
ありとする。

1 審

阿波、大川より取水の権利を有する、阿波の自治会より集、受益者への取水の契約の協定を結ぶことになりす。

農林課長

取水の関する協定書に署名をなすこと。

1 審

とすこと署名をなすこと。

農林課長

自治会へ出す。

1 審

香小瓶の場合の取水契約を結ぶことになりす。

農林課長

署名をなすこと。

1 審

該自治会からの取水の権利を申し入れの事になりす。

農林課長

大山区に申し入れの事になりす。

1. 審

青小堀の崖新流の所有の水源地である。
どう言っても解釈はあり得る。

市 長

市の所有はあり得る。

1. 審

伊佐の大河の場合、伊佐自治会が取水
協定を結ぶ人がおり得る。青小堀の場合
どうも結ぶ人がいない。それゆえ取水の
田に入水は公事であると言ふことは、青小堀
のあり得る自治会を何と想うべきか
である。不承にあり得る。

1. 審

無地審から青野流市のあり得る。

市 長

法的見解はあり得る。青野流市にあり得る

1. 審

101 市長の法的な問題あり得る。青野流
無地審から青野流市が地域の自治会を
認めて取水すると言ふことは、どうも
あり得る。

市 長

一審の問題はあり得る。担当課の長

十分調査の初日は、

1 審

調査の初日、水を取らうから調査の目的
担当課長と話し合い、各戸席の、調査の初日
の調査の初日は、

農林課長

各地審の各戸席の、権限の、市町村の
権限の、各戸席の、調査の初日は、

1 審

調査の初日は、各戸席の、常識的
に考え、各戸席の、調査の初日は、
各戸席の、各戸席の、調査の初日は、

農林課長

各戸席の、各戸席の、調査の初日は、
各戸席の、各戸席の、調査の初日は、
各戸席の、各戸席の、調査の初日は、

1 審

大山河合の、調査の初日は、
各戸席の、各戸席の、調査の初日は、

市 長

各戸席の、各戸席の、調査の初日は、
各戸席の、各戸席の、調査の初日は、

各戸席の、各戸席の、調査の初日は、

瀬川全副取水は水は枯れまい。その意味は受益者
が持つ水は必要とする場合に都八ヶ岳
野澤の備蓄が不足の備蓄は不足のりて人々
今より水をいう事は是のりて人々。一樹のり
若し受益者の水を便する段階はなると場合は
不足の取水はきき事ありて人々。大山に限
らず大山外の水泉ありて人々。或は宇治泊
地にも水源はありて人々。その受益
者の本場の水を必要とする場合に十分検討し
ても、その問題の解決を図るべきである
これ今この問題に対し十分検討するべき
であることである。

1 春

現在青小橋から龍野澤市は取水して取り
出す。30寸の送水パイプは不足のりて人々。所有者
は不足のりて人々。

農林課長

富沢水産ありて人々。

1 春

そのりて人々の条件は市の富沢水産の施設を
利用して人々。

農林課長

豊の場合にそのりて水が枯れれば人々。その
水産的の問題ありて人々のりて人々。富
沢水産はパイプは引出す。鳥人死。5万。の

端合のりさび。その準備は、50000人に及ぶ
いかと言ふべき。その言ふべき。3/11に決り
す。

1 番
戦後の使用は有償とする。無償とするのは

農林課長
今無償とするに決りす。

1 番
その今後の市町村の養蠶研究センターの施設
が限り無償とする。

農林課長
そのほかの話し合ひは、70万円を300人分、即
ちの一角高淡水産にも助成致し、と考へ
います。

1 番
当初の養蠶研究センターの方は、372の輸入の
11月と3月2回原料蠶の輸出が、2月と7月の
2回と言ふ計画を当初予算審議に当り、市長以
下当局の張り切った目録をもつて、議会に答へ
ておられる。8月下旬の53回、1回、原
料蠶の輸出も、その状態から、その失敗を
おぼしめし、本電の考へる方が、予定通り、いつかと思
います。

答

予定通リ日ハナリ 10 日ヨセ人。

1 番

私ハ市野済市ハ提携先ハメシ大井川町長
 今ヨリハ行前。議今ハ懇談会ハメカメカニ
 力リシキニ出来ルニ場合。大井川ハ没谷町長
 信用ハヨシ人。市長ハ現在信用ハヨシ人
 様ニ付。今ヨリハ彼ハメカメカ行前ハ
 信用ハヨシ人。メカメカ意味ハ又養子人研究
 セルニ談通目ハメカメカ養子人研究
 成ニシテハヨシ。14年ハ養子人研究
 考及ハ細カクハメカメカ。努力ハメカメカヨシ人
 今後榮隆ハ市野済市内ハ養子人事業ハ
 成ニシテ。大井川町長ハ思ハメカメカヨシ。メカ
 言ハ事ハ出来ルニ場合市長ハ。養子人研究
 ニ付ハ養子人研究ハメカメカヨシ。メカメカ
 止ルニ場合。今ヨリハメカメカハメカメカヨシ
 成ニシテハメカメカヨシヨシヨシヨシヨシ。

答

新シキメカメカ入ルニメカメカヨシヨシヨシヨシヨシ
 ハ相当ハ困難ハメカメカヨシヨシヨシヨシヨシヨシ
 成ニシテハメカメカヨシヨシヨシヨシヨシヨシ
 方ヨシハメカメカ市長以下ハメカメカヨシヨシヨシヨシヨシ
 信持ハヨシ人ハメカメカ54年同ハ研究期間ハメカメカヨシ
 ヲメカメカ考メカメカヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ
 ハ自信ハ持メカメカ市長以下ハメカメカヨシヨシヨシヨシヨシ
 成ニシテハメカメカヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ

1 春

今後、市史の琉靜貿易の資料
製・養製・成製の売買を以てして考之べし
とす。

市史

二小の昨日も春申し上りて、
うき之日ニさし入せん。

1 春

うき之日無の歌下す。
市史、資料要求の琉靜貿易の歴史、
資料の制作に終りす。

議 史

休 日 11 日 (予定 10 時 5 分)
河 南 11 日 (予定 11 時 5 分)

9 春

去、去 6 月の場合に、養子人特別会計の
三算の提案を以て、一応は撤廃を以て
暫定三算を組んでおいた。当初の計
算と現在との三算書の相違を以て
示し、即證明書を出し、思はす。私
の南に、三算編成の以て、計
算の三算の書付の以て、
去、去 矣。

附 後

先ず第一項の如く、当時の口整理期間内の
 相当原料費の出済は、言ひ考之方と持て
 いたるが、その中、現在提案とい
 へば、予算の甲に考之方の半額あり
 ます。そのうち全部原料費に充てられ
 考之方を受ける。今、71年度から持て
 いたる言ひ考之方の半額を減らすとい
 うことは、考之方が大なる相違を
 生ずる。そのうち、71年度の交付金、赤字
 金の11%は、23都府の神費、神庫及び
 神費金の処理です。他は、その半額に
 なる。その分を支出に計上する。大なる
 相違を認むべきである。以上のことは、
 認むべきである。

9 査

附録の現在提案の中、予算書に
 記載した資料は、その中、71年度の
 資料は、言ひ合計年度の何時に
 なるか。資料は、71年度の最終日
 の資料に充てられる。

附 後

勿論、合計年度の11%は、改訂の
 説明に示すように、71年度の
 11%は、71年度の11%に
 なる。71年度の11%は、
 71年度の11%に充てられる。
 71年度の11%は、71年度の
 11%に充てられる。

数々の重要契約を締結し、又、そのための出資は、
小の厳密に申し立てられ、確かに当らぬと思
います。六月一杯の出資は、1200万円と
念を考へて、2000万円と人々を思っています。場合
によっては、契約の目的も出資の少くは遅れ
るにせよ。一応考へて、700万円とあり、1億
指摘の案は、この資料を、1億と3000万円と思
います。

9 番

大受は、41年とあります。小の年報書に説
明の資料を、1億と3000万円と、41年と一致
した500万円と、1億と3000万円とあります。皆、人々
が、71年度から繰越した成金、41年の年報の
月割を、71年と、月別、41年と、72年度の3次
を購入する。9月と、10月と、11月と、購入した合
計は、1億と3000万円と、7月と、合計年度は、小の
判断を、1億と3000万円と、整理期間も、5月と、8月
と、言は、41年と、考へて、小の、合計は、公課と
あり、71年と、41年と、6月の調整期間
期間の対象に、41年と、思っていますか、お尋ね
します。

10 番

41年と、あり、小の、

9 番

1億と、7月と、整理期間と、2億と、言は、41年と、整理
期間の、7月と、整理期間と、2億と、言は、41年と、

副 役

おしこも、調査は6月1日にもはや1の
実際的也。

9 番

＝乃資料は7月7日とて言ふ事ありすと。

副 役

＝これは6月の調査は1日にもはや1とて
也は11日とて言ふ事は考ふ方とありすと、
最初より予想する時は、当然は11とて言ふ
こと。

9 番

当然は11とて言ふ＝これは考ふことと
言ひはかり
き算議のきと人、おしこも6月を原則と
し調査し、おしこもを累積するは、＝これは考
ふこととて小も、7月を調査するは言ふ＝これは
計算編成の基礎とて、大なる問題とて、
言ふ事の説明書の如し、この計算書の如し
か、＝これは判然とていふ人。

副 役

計算書の如し、款ありすと。

9 番

言ひはかり、＝は計算書の資料とて言ふ＝これは
何と何とて言ふ事とて、71年度の繰越金
は約1、然る、72年度の9月10日購入は211

9 審

先月に出した通り、6月の会費の予算資料を
作成した通り、解ります。

初任 数字417の、6月の会費の合計が500と想定して
1100と想定して417とあります。7月の実績は240
→想定は1100と想定して417とあります。7月と。

9 審

10月来年度の7月の想定は240と想定して、予算
編成の7月の間違いは240とあります。

副 議

先月に出した通り、6月の問題の7月とあります。6月
全部調整の契約は12、417、72年度の支入
の増減と想定して500とあります。7月と
7月とあります。7月とあります。7月とあります。7月と
あります。

9 審

10月、繰越金と新年度の4月の増入との
関係は前の人からどうお考えですか。掘下は1
の増入は12とあります。繰越金12分の今年の7
月とあります。全部消化は来月と想定して417
とあります。今年の12月から今年の7月まで10
成増の増入は12と想定して417とあります。7月と
あります。

町役

新案は71年度から72年度も成費に占める残りの
分があると言ふ見込が少いと言ふ。その中3原
料費の占めるべき分の残りの分を考へて
分ける。

9 番

71年度分は、私ども1期20期を1とするのは、
7月分を1とする人々成費の1人言ふ。

町役

7月分を1とする人々成費の1人言ふ考へて

9 番

1. 又管の人々の説明資料から7月分を1
と、全部成費を1と消化すると言ふことは
1とする。それは中核技術的の問題とする。

町役

中核課長に説明させる。

農林課長

資料を71年度から72年度に1とする。10月からは72
年度の7月分を1と大体3,700〜3,800位の成費の
予想を小さく大体6月の末頃までは、4,400位の予
想を小さく。その理由に入っているものも、成費
に占めるべき分の資料から10月分を1と考へて
3,700位の予想を小さくし、10月分を1と考へて
新案を1とする。中核課長、考へて、10月分

ついでに養池の養池に入つて作り出すのは、
十分成養のついでに作り出すのも、現在も養池に
作り出すには、そのついでに作り出す。そのついで
そのついでに作り出す。そのついでに作り出す。

9 番

その説明資料の担当者等に、そのついでに作り出す。

農林課長

そのついでに作り出す。そのついでに作り出す。

9 番

現場のついでに作り出す。

農林課長

養池のついでに作り出す。

9 番

養池の担当者等に、そのついでに作り出す。

農林課長

そのついでに作り出す。技術者のついでに作り出す。
新野君のついでに作り出す。そのついでに作り出す。
現場のついでに作り出す。そのついでに作り出す。
そのついでに作り出す。そのついでに作り出す。

9 番
何時にす。

農林課長
7月20日午後す。

9 番
じや省に人方報告を要する人におきまして
すすね。その報告を要するものは合計年度の区分
を以て私共町役の人から聞かすに於ては、皆
その人方。その7月以降の日は次年度の繰越にすすべ
じやないす。71年度繰越に於ては本年より
大に見積つていす。今年9月より10月にかけて
も本年の7月より本年の見積つていす。当然7月以
以降は73年度分の繰越に計上すべしと思
ひます。とすす。

農林課長
その当然にすすす。その場合は(聴取不能)
随後の高い問題を重要にして考へて6月以降の
区分を以て契約に於いては、さす。どうして
1回に1トと4トと2トと4トとさす。その出荷は不可
能にありす。相当区分に於ては、さす人々にか
人じやないかと言ふことは、さす。さすも契約を
許す。持つていす。その人は、さす。さすも契約を
許す。考へ方を持つていす。とす。

9 番
御説明の様にすす。さす。尚、次年度

し又ら申方し此の小角度を斐文に初開のし此の
に思ひ申す。色々諸問者の中より答弁も一〇〇
いふし此の。養方人研究センターの言ひ性格は
いふ色々当初の条件は利潤を追求して第
一産業の一番大切はもたぬと云ふ風は毫
本の財源の利潤を追求する立場から。又
将来の市民に二小を普及せしめと云ふ風は
いふ構想の下に申す申すは是なり。

この二つから若し申す言ひ風は性格をみるに
は当初の一年次に初開の既に自治性達
一時借入金に機運をたせしめ此の72年度に
初開の第一年度の機運を担いしは是なり
と云ふ所は是なりと云ふは是なり。又
第一年度の各自治体一般合計の借入金と借入
金の増減の二つを算出するにありて以上
行方市に二つあり。是(二)も一般計
一時借入金に機運をたせしめしに
なり。利潤を言ひ言ひ養方人研究センター
に市民に普及する立場を述べしは是なり
ありは是なり。又申す言ひは今後計画
を小におさす。その性格は二小は自
担にも市民に普及する立場に赤字を
もたす立場にありは是なり。

即 後

その案の二つは行方市会から答弁して
いふは是なり。私に合計の金額は二つ申し上げ
るは是なり。二つ合計の収入の二つは是なり
申すは是なり。一番大切は原因は71年度

と私考は誤りありませぬ。

市 長

両方考は正しいと誤りありませぬ。

市 長

両方正しい。

市 長

研究の目的から事業の成立に必要とする

市 長

現在の段階ではまだ十分な調査がなされておらず、現在の予算編成は

市 長

正しいと誤りありませぬ。

市 長

今回の調査結果から予算編成は十分の
状態では無いと見られるが、引き続き調査が
行われ、現在の状況は

市 長

正しいと誤りありませぬ。

いふ事なく、私も心配はしない。その代り
自信を持って部下、当局も検討を促すことが
うが、部下に対して。

市 長

初めに通りを歩くと、従来今までの
場合の色々の問題を反有。その中では4か所
さん方も初考より、色々の問題をその大款
に及びます。その中、外国産も入るものは
今までの失敗も十分検討して、一度
4回に4か所は、色々の進めたいところと考
えたいです。

9 森

以上をいふので、

7 番

農林課長にスラ莫 10 月 1 日としす。先程とす大
うの員同の場合に今度入水がスラは渡辺商社。大井
川川敷と話し合ひは進んた。10 月 3 日と云う標は北を
向きとしたが渡辺商社と實際に 10 月 1 日よりした。

農林課長

合つた 10 月 1 日。

8 番

誰と介は話し合ひ 10 月 1 日。

農林課長

電話でスラ大款す。本人と日合つた 10 月 1 日
人。

8 番

その会社の方の直接電話を入水の中に入す。

農林課長

昨日昨日を入水した。

8 番

今日不 経過 10 月 1 日。白川の方儀人
河志川の来去と人とも課長は 10 月 1 日よりして 10 月 3
日とす。河志川の去来から今年に 10 月 1 日 - 10 月 1 日
産が入つた物と云うは 10 月 1 日よりした。

農林課長

記しは開きより可。

8 番

他段は開きより可。

農林課長

11日開きより6月の開きより

8 番

記しは開きより可。

農林課長

40トンの開きより可。

8 番

又又同じ時期の間は11kg当り40トンの宿野
津市の場合の140トンの。これは相当課長、技術課
長より、その他段の開きに対して非常に疑問
をもちたいので可。

農林課長

あり可。

8 番

それから1年近くはあり可。その間本士にも春
にたい。それより知らずと思ひ可。その
う他段の開きより可。その間は可。

と呼びたい。河原も一審になりたい。藤田さんは
どう言う話をする所かはどう言う話をする。お人天
方の話は130ドル～140ドルと説明はしよう
なのとどうもお人天の問題は追及した人にもうお人天
山本さんは私は97ドルと入札した人天と主張はし
りよう。お人天の後に御説に帰ってきよとら審
議水産の職事から一寸説明をしようとお人天も。渡辺
さんから山本さんにお人天の200kg前後と
言うこと聞かしてしよう。お人天御説に入札
の500kg越す人天の500kgと聞かしてしよう。
お人天はさう渡辺さんから仕入れたいものが
宿野津市に入札。又お人天の500kgと聞かして確認
したいと聞かしてしよう。

8 森

御説は本天と渡辺商社が取り扱ってしよう
と聞かして。お人天はさう言う風に17問お人天
しよう。

農林野省

御説は審議水産から聞かしてしよう。

8 森

恐らく御説の出張12からは宿野津市の審
議が非常に高すぎると。お人天はさう
と聞かして。お人天はさう聞かしてしよう。
又お人天にもお人天の500kg。市天は毎日
はさうお人天の500kgの出張12からはさう
お人天の500kgの出札。お人天の500kgの出札

ところがしつかりしたシラス養鰹の対イ調査やイも
 らう株のやぶき個人別と愛護した額もありました。
 中小の当然めり当時からの領野浮やの養鰹事業
 がこの株の傾いたおとをきう=4日、はつきりおと
 かつたのやぶきといふ。又当局は17日72年度継続
 けいとうと云う野意を持つておとれりす。やうきう=
 とおとるならは、来年度のシラスの確保やうきう天
 海から教しおとも当然。この事業成否は予算を
 提案する前にやうきう業者も調査を17.51イ
 議案に提案するものが当りあつたといふ。

10しつかりおとるおとる出張はしとるおとるおとる
 に行つたおとるおとる解らつた。結果はやぶき提案
 されたおとる72年度も400kg購入する予定といふ
 といふ。やぶきシラスとては=この会社とてう言
 うべし購入するおとる。又おとる購入するおとる
 おとるおとるおとる。=中小はKの舞いおとる
 中用71年度のKの舞いやうきう結果1かおとる
 じつおとる。結果も憶えていふ7-12う
 71年度事業始まる前に議案にきうて=7日、同
 信のこつシラスの十分おとる。やぶき=の養鰹事業
 は心す成功するおとる。やぶき16万8千ドルは14万
 売上げするおとる。同信のこつ答まつおとる
 おとる。10し結果は=うきう結果=2といふ。

せりおとる。=かぜおとるおとるから事業
 72年度のむかひしつかりした基礎調査やうきうおとる
 といふ。やぶき議案に納得おとるおとる調査を1イ
 予算に提案するおとるおとる。やぶきおとるおとる
 人の調査も中小おとる。やぶきおとるおとるおとる
 におとるおとる。渡辺おとるおとる。シラスおとる

前中津市に送ったと言ふ話を聞かされた。その話を
聞かされたのは、その日である。

豊林親史

渡辺清行さんが、その話を送ったと言ふのは、その日
に聞かされた。

〇 香

渡辺さんへ。

豊林親史

渡辺さんへ。今日、その話を聞かされた。その話を
聞かされたのは、その日である。その話を聞かされた
のは、その日である。その話を聞かされたのは、その日
である。その話を聞かされたのは、その日である。

〇 香

研昭へ。

豊林親史

その話を聞かされたのは、その日である。

〇 香

渡辺さんへ。その話を聞かされたのは、その日である。

豊林親史

その話を聞かされたのは、その日である。その話を
聞かされたのは、その日である。その話を聞かされた
のは、その日である。その話を聞かされたのは、その日
である。その話を聞かされたのは、その日である。

8 番

シウリハ 琉静貿易とシウカ 購入関係話又ニ歌
ナ。シウカ商所は思ハク 那ハ 港渡シ、直接渡シ
イ物ト思ハヨリ、ナシ今後調整ナシト思ハヨリ
ト思ハヨリ。

農林部

イ分調ハイハクハ思ハヨリ。

8 番

約早シヨリ。

農林部

ハハ。

8 番

市農ハ一莫ナヨリシヨリ、セシカカノ 貨向ニ対
シヨリ。市農ハ入荷ナシ 茶ハ全然解ナシカ
セシカカノ 貨向ニ 産ナシト 思ハヨリ。入荷後
始メテ 解ナシト 思ハヨリ。昨日ハ 答ナシト 思ハヨリ
シカカ。カハ 本意ナシ。

市 農

カノ 通りナシ

8 番

課長ハ 入荷ナシカノ 通りナシト 思ハヨリ。ナ
ナ。12月24日ハ 入荷。12月20日ハ 貨物連絡 相
ナシト 思ハヨリ。ナシト 思ハヨリ。ナシト 思ハヨリ。

15日人本が... 4日... 15日...

議 長

休憩 11時15分(午後11時57分)

再開 11時15分(午後12時2分)

議 長

本日... 議... 11時15分...

散 会 (午後12時2分)